

平成28年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課 健康づくり係	記載者職・氏名	赤堀 つね子
-------	--------------	---------	--------

新規・継続	継続	予算事業コード	2000
No 3101	補助金名	順天堂大学医学部附属静岡病院直通バス事業補助金	
根拠法			
交付要綱等名称 下田市負担金補助及び交付金に関する規則			
総合計画の位置付け	施策体系	4-2-2	地域医療
	基本目標	いつでも適切な医療が受けられるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	株式会社 南伊豆東海バス	事務局	下田市
補助金の性質	☐ 運営費の補助 ☐ 活動費の補助 ☒ 施策的補助 ☐ 奨励的補助		
補助開始年度	13	補助終期設定	補助率 % 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
29	400,000	0	400,000
28	371,000	0	371,000
27	369,000	0	369,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
27	395,090	0	395,090
26	322,910	0	322,910
25	274,750	0	274,750
24	225,112	0	225,112
23	174,750	0	174,750

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	地域医療支援病院として高度な医療を供給できる順天堂大学医学部附属静岡病院への交通の利便を図るため平成13年度から試行開始。	
目的・内容 ②	順天堂静岡病院への通院、見舞い等の交通の利便を確保し、住民福祉の向上に資するため。	10
国・県の補助の有無		
公益性の所在 ①	現在、路線バス運行会社は1社であり、直通バスの赤字分をバス会社、順天堂静岡病院、自治体(1市3町)で1/3ずつ負担している。この利用は年々増加している。平成28年より伊豆市がぬけ、負担金はなくなるが、伊豆市利用者については、運賃アップして対応することになる。	10
市が補助すべき理由 ②	利用者も年々増加しており、広く住民に周知されている。また、直通バスが黒字に転じれば自治体等の負担がなくなる。	8
代替手段との比較		
補助金の主な使途 ③	運賃収入と実施経費(人件費、燃料油脂費、車両修繕費、保険料、車両減却費、諸税、一般管理費、その他実施に要する費用)の差額1/3に相当する額で上限150万	10
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法 ③	平成28年度より伊豆市がぬけて1市3町として事業継続 * 参考平成27年まで2市3町事業として補助(均等割20%、人口割20%、利用者割60%で算定)	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③		8
成果・費用対効果 ④	高齢化社会における医療福祉の向上に貢献している。	10
同一団体への他の補助金の有無		
廃止の見込み、廃止の影響	高齢化社会における医療福祉の低下を招き、行政の信頼感を失う。	

○評価点

①公益性	10	②必要性	9	③適格性	9.33	④効果	10
------	----	------	---	------	------	-----	----

平成28年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 市民保健課 健康づくり係

記載者職・氏名 赤堀 つね子

新規・継続	継続	予算事業コード	2061
No 3102	補助金名	第2次救急医療施設運営費補助金	
根拠法			
交付要綱等名称 賀茂地域第2次救急医療圏病院群輪番制病院運営事業補助金要綱			
総合計画の位置付け	施策体系	4-2-2	地域医療
	基本目標	いつでも適切な医療が受けられるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	下田メディカルセンター・西伊豆病院、伊豆今井浜		事務局 市民保健課健康づくり係
補助金の性質	☐ 運営費的補助 ☐ 活動費的補助 ☒ 施策的補助 ☐ 奨励的補助		
補助開始年度	S 58	補助終期設定	補助率 % 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
29	9,757,028	21,781,780	31,538,808
28	9,872,108	22,653,700	32,525,808
27	10,252,000	22,274,000	32,526,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
27	9,649,084	22,947,780	32,596,864
26	10,242,998	22,332,810	32,575,808
25	10,304,978	24,149,790	34,454,768
24	8,036,678	24,489,130	32,525,808
23	7,808,740	23,235,740	31,044,480

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	第2次救急医療の確保。	
目的・内容 ②	第2次救急医療の確保。	10
国・県の補助の有無	小児救急に対して県より2/3補助がある。平成17年から普通交付税として措置されている。それ以前は、1日あたり71,040円国からの補助があった。	
公益性の所在 ①	賀茂圏域の住民が日常生活において起こり得る急病や災害によるけがなどの傷病から生命を守るための活動で広く市民生活に貢献している。	10
市が補助すべき理由 ②	賀茂圏域の住民の生命を守る上で、絶対的な必要性を持つ。なお賀茂1市5町で規約により負担している。	10
代替手段との比較		
補助金の主な使途 ③		10
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法 ③	賀茂医療圏域全体事業として補助 小児救急987千円(h27・・・(小児救急@41,148円×3回×12月×2/3=987千円) 小児救急市町負担金494千円 第2次救急医療助成金 @71,040×437日(休日72日、夜間365日)=31,045千円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③		10
成果・費用対効果 ④	急病及び事故等に対応できる医療機関の確保により市民の健康、生命を守り、安心感を高める。	10
同一団体への他の補助金の有無		
廃止の見込み、廃止の影響	交付税措置されていることから病院の反発が大きく、事業存続が危ぶまれる。	

○評価点

①公益性	10	②必要性	10	③適格性	10	④効果	10
------	----	------	----	------	----	-----	----

平成28年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課 健康づくり係	記載者職・氏名	赤堀 つね子
-------	--------------	---------	--------

新規・継続	継続	予算事業コード	2040
No 3103	補助金名	不妊治療費助成金	
根拠法			
交付要綱等名称		下田市不妊治療費助成金交付要綱	
総合計画の位置付け	施策体系	4-2-1	健康増進
	基本目標	自ら健康づくりに取り組み、健康で安心した生活を送ることができるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	不妊治療を受ける夫婦		事務局
補助金の性質	☐ 運営費的補助 ☐ 活動費的補助 ☒ 施策的補助 ☐ 奨励的補助		
補助開始年度	25	補助終期設定	補助率 % 1件当たり補助上限額 100,000 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
29	5,250,000	0	5,250,000
28	1,500,000	0	1,500,000
27	1,500,000	0	1,500,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
27	1,454,240	0	1,454,240
26	1,468,700	0	1,468,700
25	845,600	0	845,600
24			
23			

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減と少子化対策の推進を図る。		
目的・内容	②	一般不妊治療、特定不妊治療を対象とし1回の申請につき合計金額の2分の1で限度額30万円。助成機関は通算5年間、所得制限なし。医療機関への通院に関わる交通費について5万円（鉄道賃）を助成する。（平成29年度から）	10
国・県の補助の有無	特定不妊治療に対して県より補助がある。（年齢制限、回数制限、所得制限あり） 男性不妊に対しても助成拡大している。		
公益性の所在	①		
市が補助すべき理由	②	特定不妊治療は、県がすでに補助してる。不妊治療は、医療保険が適用されず高額な医療費がかかるため、市単独で補助するものである。	10
代替手段との比較			
補助金の主な使途	③	不妊治療費の自己負担分（年間30万円上限）	8
当初目的の達成度	不妊治療をしてる方の、申請がふえる、子供が誕生する。		
予算要求額の算出根拠・方法	③	年間30万円上限。30万×15人=450万、交通費 5万×15人=75万円 総数 525万円	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	③		
成果・費用対効果	④	治療により、子供が生まれる。	8
同一団体への他の補助金の有無	特定不妊治療に関して県の補助制度がある。1回の治療につき15万まで、1年当たり2回を限度とする。初年度は3回まで申請ができる。通算5年間最大10回まで助成可能。		
廃止の見込み、廃止の影響			

○評価点

①公益性		②必要性	10	③適格性		④効果	8
------	--	------	----	------	--	-----	---

平成28年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 市民保健課 国保年金係

記載者職・氏名 長谷川薫

新規・継続	継続	予算事業コード	8410
No 3201	補助金名	出産育児一時金補助金	
根拠法		国民健康保険法第58条第1項	
交付要綱等名称		下田市国民健康保険条例第6条、下田市国民健康保険給付規則第2条	
総合計画の位置付け	施策体系	4-2-3	社会保障
	基本目標	だれもが健康で安心して生活できるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	出産した被保険者	事務局	健康増進課 国保年金係
補助金の性質	☐ 運営費の補助 ☐ 活動費の補助 ☒ 施策の補助 ☐ 奨励の補助		
補助開始年度	S 33	補助終期設定	補助率 % 1件当たり補助上限額 420,000 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
29	4,200,000	8,400,000	12,600,000
28	4,200,000	8,400,000	12,600,000
27	4,900,000	9,800,000	14,700,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
27	684,000	9,800,000	10,484,000
26	1,854,000	9,800,000	11,654,000
25	5,280,000	10,560,000	15,840,000
24	2,874,550	11,200,000	14,074,550
23	4,190,000	8,800,000	12,990,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和33年より国民健康保険事業がスタートし、当初より事業を継続している。少子高齢化の中で、出産に対する支援として全国的な給付となっている。	
目的・内容 ②	保険給付としての現金給付、平成23年度より、出産1人につき42万円の補助	10
国・県の補助の有無	子育て世代への支援策として、平成21年10月から平成23年3月まで、1人2万円の国庫補助制度、平成23年度は1人1万円の国庫補助制度、平成24年度より国庫補助制度は廃止になった。	
公益性の所在 ①	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
市が補助すべき理由 ②	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ	10
代替手段との比較		
補助金の主な使途 ③	出産費の一部	10
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法 ③	@420,000円×30件 <参考> H22 35件、H23 35件、H24 40件 H25 35件、H26 35件、H27 30件 H28 30件	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③	一般会計より補助金の2/3を基準繰入として受け入れている。実績により翌年度に精算している。	10
成果・費用対効果 ④	出産時の経費負担が軽減することにより、出生率低下の歯止めに寄与している。	10
同一団体への他の補助金の有無		
廃止の見込み、廃止の影響	廃止の見込みはない。社会保障の一環として必要不可欠。	

○評価点

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

平成28年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課 国保年金係	記載者職・氏名	長谷川薫
-------	-------------	---------	------

新規・継続		継続		予算事業コード		8420		
No	3202	補助金名		葬祭費補助金				
根拠法		国民健康保険法第58条第1項						
交付要綱等名称		下田市国民健康保険条例第7条						
総合計画の位置付け		施策体系	4-2-3 社会保障					
		基本目標	だれもが健康で安心して生活できるまちを目指します。					
業務作戦書の位置付け		戦略の核						
		2桁コード						
補助対象者		被保険者の葬祭を行うもの			事務局 健康増進課 国保年金係			
補助金の性質		☐ 運営費的補助 ☐ 活動費的補助 ☒ 施策的補助 ☐ 奨励的補助						
補助開始年度		S 33	補助終期設定		補助率	%	1件当たり補助上限額	50,000 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
29	3,000,000	0	3,000,000
28	3,000,000	0	3,000,000
27	4,000,000	0	4,000,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
27	2,650,000	0	2,650,000
26	2,100,000	0	2,100,000
25	2,750,000	0	2,750,000
24	3,550,000	0	3,550,000
23	3,850,000	0	3,850,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	昭和33年より国民健康保険事業がスタートし、当初より補助を継続している。全国的な給付であり、被保険者にとっては必要不可欠な補助となっている。		
目的・内容 ②	保険給付としての現金給付		8
国・県の補助の有無	なし		
公益性の所在 ①	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ		8
市が補助すべき理由 ②	社会保険制度の一環として、他保険加入者との給付の均衡を保つ		10
代替手段との比較			
補助金の主な使途 ③	葬祭費の一部		10
当初目的の達成度			
予算要求額の算出根拠・方法 ③	@50,000円×60件 <参考> H22 63件、H23 77件、H24 80件 H25 80件、H26 80件、H27 60件 H28 60件		8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③			8
成果・費用対効果 ④	社会保障的な側面がある補助制度となっている。		10
同一団体への他の補助金の有無			
廃止の見込み、廃止の影響	廃止の見込みはない。社会保障の一環であり、他保険加入者との給付の均衡上必要不可欠。		

○評価点

①公益性	8	②必要性	9	③適格性	8.67	④効果	10
------	---	------	---	------	------	-----	----

平成28年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	市民保健課 国保年金係	記載者職・氏名	長谷川薫
-------	-------------	---------	------

新規・継続	継続	予算事業コード	8485
No 3203	補助金名	人間ドック受診費補助金	
根拠法			
交付要綱等名称		下田市人間ドック受診費助成事業実施要綱	
総合計画の位置付け	施策体系		
	基本目標		
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	下田市国民健康保険被保険者	事務局	健康増進課
補助金の性質	☐ 運営費的補助 ☐ 活動費的補助 ☐ 施策的補助 ☒ 奨励的補助		
補助開始年度	S 25	補助終期設定	補助率 70 % 1件当たり補助上限額 25,000 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
29	4,000,000	0	4,000,000
28	3,900,000	0	3,900,000
27	3,750,000	0	3,750,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
27	3,333,000	0	3,333,000
26	3,349,000	0	3,349,000
25	630,000	0	630,000
24	0	0	0
23			

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	平成20年度から特定健康診査が始まったが、特定健康診査対象年齢対象以外の年齢層の健康意識と他市町との均衡を図る。	
目的・内容 ②	疾病の予防、潜在疾病の早期発見と早期治療により市民の健康増進を図る。	10
国・県の補助の有無	なし	
公益性の所在 ①	市民の健康増進、他保険加入者との均衡を図る	10
市が補助すべき理由 ②	医療・介護等の社会保障費増大していく中で、精密な検査を行うことにより疾病の早期発見ができ、医療費の抑制できる。	10
代替手段との比較		
補助金の主な使途 ③	検査費用の一部	10
当初目的の達成度		
予算要求額の算出根拠・方法 ③	個人負担額の7割を補助 限度額 25,000円 H25 25,000円×60人＝1,500千円 H26 25,000円×(60人：当初、60人：6月、60人：12月)＝4,500千円 H27 25,000円×150人＝3,750千円 H28 25,000円×156人＝3,900千円 H29 25,000円×160人＝4,000千円	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③		
成果・費用対効果 ④	人間ドック受診費用を軽減することにより、詳細な検査を受けやすくし、健康に対する意識付けができる。	9
同一団体への他の補助金の有無		
廃止の見込み、廃止の影響		

○評価点

①公益性	10	②必要性	10	③適格性		④効果	9
------	----	------	----	------	--	-----	---

平成28年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係 市民保健課 介護保険係

記載者職・氏名 加藤晶子

新規・継続	継続	予算事業コード	1420
No 3301	補助金名	社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金	
根拠法 平成12年5月1日付け老発第474号通知			
交付要綱等名称 下田市社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業費補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	施策体系	4-1-3	高齢者福祉
	基本目標	住み慣れた環境のもとで、心豊かに、自立した日常生活を送ることのできるまちを目指します。	
業務作戦書の位置付け	戦略の核		
	2桁コード		
補助対象者	社会福祉法人	事務局	市民保健課 介護保険係
補助金の性質	☐ 運営費的補助 ☐ 活動費的補助 ☒ 施策的補助 ☐ 奨励的補助		
補助開始年度	12	補助終期設定	補助率 25 % 1件当たり補助上限額 円

○当初予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
29	60,000	180,000	240,000
28	60,000	180,000	240,000
27	18,000	52,000	70,000

○過去5年の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算総額
27	19,952	58,000	77,952
26	20,903	60,000	80,903
25	17,543	51,000	68,543
24	4,832	11,000	15,832
23	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	介護保険制度開始に伴い創設	
目的・内容 ②	低所得者が、必要な時に介護保険サービスを利用することができるよう、介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、生計が困難と認めた低所得者の利用者負担額(1割)の1/4を軽減する(場合)。この軽減を行う社会福祉法人に、軽減額の一定割合を超えた部分の1/2を公費助成するもの。	10
国・県の補助の有無	公費助成の3/4を国県負担(静岡県介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業費補助金)	
公益性の所在 ①	社会福祉法人の主体的な取り組みに基づく任意事業ではあるが、制度を継続することで所得の低い方への支援策として重要な役割を果たしている。	10
市が補助すべき理由 ②	生計が困難な低所得者の介護保険サービス利用促進を図ることを目的とし、公益性の観点からも必要な補助で、公費助成額の3/4が国県負担となっている。	10
代替手段との比較		
補助金の主な使途 ③	社会福祉法人等が自らの負担により生計が困難な低所得者の利用者負担の軽減を行う費用の一部に充てるため。	10
当初目的の達成度	対象となる者の範囲が狭い。社福法人の負担額があり、事業所の事務の手間がかかるため申請者が少ない(H27年度1人)。もっと簡便な制度でないと普及しにくい。	
予算要求額の算出根拠・方法 ③	平成17年10月介護保険制度改正により施設利用者の食費居住費が自己負担となった。申請審査に基づく制度活用のため、対象者が発生した時点で予算化を予定。H24年度より、利用者負担軽減確認証交付者あり。H28年度は3人分見込。H29年度も同様。	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較 ③	平成23年度まで実績がなく、平成24年度から該当者が生じた。法律に基づいた制度であり、該当者があれば事業費が発生する。	8
成果・費用対効果 ④	公費助成額の3/4が国県負担のため、費用対効果が大きい。	10
同一団体への他の補助金の有無		
廃止の見込み、廃止の影響	介護保険制度における低所得者施策を補完している制度であり、低所得者が介護保険サービスを利用できなくなる恐れがあるため、法改正がない限り廃止できない。	

○評価点

①公益性	10	②必要性	10	③適格性	9.33	④効果	10
------	----	------	----	------	------	-----	----